# 第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

### 1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

- (1)継続的な理解促進
- (2) 当事者参画の仕組みづくり
- (3) ひとづくり、ともに学ぶ環境づくり

### 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすい施設等
- (2)移動しやすいまち
- (3) 快適に過ごせる住まい

### 3 だれもが使いやすいものづくり

- (1)製品開発
- (2)製品の利用促進

### 4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

- (1) 利用しやすいサービスの提供
- (2) わかりやすい情報の提供

## 1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

住み慣れた地域で安心して生活を営むために何より大事なことは、一人ひとりが尊重され、互いに相手の立場に立って考える心を持つことです。

そのためには、「すべての人のため」を目指すユニバーサルデザインの考え方が広く理解されるとともに、ユニバーサルデザインの推進を中心になって担う人材育成を進めることが大切です。

### ○ これまでの主な取組

- (1) 県内の福祉団体、地域団体など約 120 の関係団体で構成する推進会議に おける福祉のまちづくり研修会の実施
  - ▶ 参加者数:(H28)124人、(H29)42人、(H30)82人
- (2) みんなで進めるユニバーサルデザイン探検隊事業の実施(R1年度)
  - ▶ 施設等訪問:4 施設、事例集発行 : 1,000 部
- (3) 外見からわからなくても配慮を必要とすることを知らせるヘルプマーク の普及啓発
  - ▶ 配布数 (H29) 1,978 個、(H30)3,186 個、(R1)3,195 個、(R2) 2,700 個
- (4) 滋賀県福祉用具センターにおける高齢者疑似体験、車いす体験の研修
  - ▶ 参加者数:(H18~R3) 10,296 人
- (5) 福祉学習の推進
  - ▶ 福祉学習の実施状況:

小学校 (H28) 77.8%→ (R2) 90.8%

中学校 (H28) 73.8%→ (R2) 90.3%

- (6) 事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成事業を実施
  - ▶ 助成件数:(R1) 181 件、(R2) 8 件
- (7) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修 の実施による障害者への理解促進
  - ➤ 研修参加者数: (R1)452 人、(R2)313 人、(R3)488 人

### (1)継続的な理解促進

#### ○ 現状と課題

- 指針の策定から 18 年が経過しましたが、ユニバーサルデザインの理解が十分 広がっているとは言えず、ユニバーサルデザインに接する機会を増やし、理解 を広めることが必要です。
- 平成 29 年度から導入しているヘルプマークについては、その配布により

認知が拡大しています。

- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

### ○ 目指す方向

- ① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害 の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めま す。
- ② 外見からはわかりにくい障害など困難を抱えている人に対する理解促進を図ります。

## (2) 当事者参画の仕組みづくり

### ○ 現状と課題

○ ユニバーサルデザインの推進にあたっては、県民、事業者、民間団体の理解と 主体的な活動が欠かせないことから、意見、情報の交換の機会を設けてより多 くの方々の意見を反映させる必要があります。

- ① 「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、ユニバーサルデザインを進めるために、様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や、利用者が参画する仕組みを活用することにより、常に改良を続けていくという取組に努めます。
- ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

## (3)ひとづくり、ともに学ぶ環境づくり

#### ○ 現状と課題

- すべての県民が、様々な場でユニバーサルデザインについて、学ぶ機会を持つことができ、またその機会を増やしていくことが必要です。
- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等で学習する環境づくりを進めます。
- ② すべての児童・生徒がわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など 様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などでユニバーサルデザインを推進するリーダー、ボランティア活動に参加する NPO をはじめとする民間団体の育成に努めます。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材 育成を行います。

## 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

生活を営むうえで、行動範囲が広がっていくことは、こころ豊な生活につながっていきます。

あらゆる場面でだれもが自らの意思で自由に行動でき、快適に生活するためには、 利用者の視点に立った生活環境の整備や、その機能を維持していくことが必要です。

### ○ これまでの主な取組

- (1) 公益的施設等<sup>19</sup>のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備
  - ➤ 条例に基づく届出件数: 4,749 件(H7~R3) (H29)198 件、(H30)206 件、(R1)164 件、(R2)153 件、(R3)155 件
- (2) 車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進
  - 車いす優先区画駐車場・思いやり区画駐車場設置状況 車いす優先区画: (H30)368 → (R1)827 → (R2)838 → (R3)1,075 思いやり区画用: (H30)391 → (R1)556 → (R2)577 → (R3)562
- (3) 歩行空間のユニバーサルデザイン化や歩道整備
  - ▶ 特定道路におけるバリアフリー化率: (H28)70.3%、(H29) 73.4%、 (H30)75.8%、(R1) 70.3%、(R2)72.9%、(R3)75.3%
- (4) 条例に基づく整備基準等を解説した施設整備マニュアルの作成(H17)、 改定(R2)、一部改定(R4)
- (5) 交通信号機に視覚障害者用付加装置の機能を付加するなどの改良・高度 化、歩車分離信号機の整備
  - ▶ 視覚障害者用付加装置の整備:(R3)6箇所更新
  - ▶ 歩車分離信号機への改良:(H30)1基
- (6) 鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーター等の整備に対して、市町 に補助を実施
  - ➤ 補助実績:(H28~R1)JR 甲南駅、(R2~)JR 石部駅、比良駅
  - ► 駅バリアフリー化率(乗客1日3千人以上): (H28)80.0%、 (H29)88.9%、(H30)88.9%、(R1)88.9%、(R2)88.9%、(R3)90.5%
- (7)市町における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進
  - ▶ バリアフリー基本構想<sup>20</sup>策定状況:策定済 12 市町、未策定7市町
- (8) 公営住宅の建替等における住戸内等のバリアフリー化の推進
  - バリアフリー化実施率: 24.7%(H28)、25.1%(H29)、25.7%(H30)、26.2%(R1)、26.7%(R2)

1.0

<sup>19</sup> 公益的施設等:多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> バリアフリー基本構想:旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。

## (1)利用しやすい施設等

#### ○ 現状と課題

- 新設施設でのユニバーサルデザインは一定進んでいる一方、既存の施設では だれもが利用することに配慮されていないものもあります。
- 車いす使用者等用駐車場の適正利用と区画設置に向けての事業者への働き かけが必要です。
- 建物や公園、道路などを造る際、様々な利用者の視点が十分に取り入れられずに、設置者や設計者のみの思いで計画、整備された例が見受けられます。
- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に定められた整備基準は 必要最低限のものであるにもかかわらず、施設の設置者には、それに沿った整 備をすれば十分であるという意識が見受けられることがあります。
- 利用者のニーズに応えるためには、施設や設備の整備や維持管理などハード 面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応も重要 という認識が必要です。
- 公共施設や公園、観光地等に加えて、ちょっとした休憩や交流ができる場所といった憩いの空間の整備も考えていく必要があります。
- 本県を何度も訪れたくなる観光地にしていくためには、すべての人にとってストレスなく過ごせる環境を整えていくため、更なる多言語案内、トイレの洋式化、Wi-Fi 整備、バリアフリー化などの受入環境整備を進める必要があります。

- ① 多くの人が利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。
- ② 施設設置者や施設整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持するとともに、職員等の接遇意識の向上に努めることで、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。
- ④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への 適合だけではなく、より望ましいとする整備を目指すための取組を行います。
- ⑤ 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。
- ⑥ だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。

## (2)移動しやすいまち

#### 〇 現状と課題

- すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要です。
- 旅客施設には、階段を利用しないと移動できない、車両も車いすの利用を考慮していないといった構造のものがあります。また、旅客施設からまちへ至る経路も段差があるなど整備が不十分な箇所があります。
- 特定道路について、引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を 進めることが必要です。
- 駅のバリアフリー化を着実に進めていく必要があります。

- ① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに 定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で 快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。
- ③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑 に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。
- ④ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。
- ⑤ すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設の ユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで 様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。

## (3)快適に過ごせる住まい

### ○ 現状と課題

- 障害や加齢により身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報 や、住宅相談窓口に関する情報を十分周知していく必要があります。
- 滋賀県では全国平均に比べて高齢世帯の持ち家率が高い傾向にあります。しかし、多くの住宅は 建築時期が古く、バリアフリー化されていないなど高齢期に不安を感じる構造となっています。

### 〇 目指す方向

- ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報を積極的に提供する とともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。ま た、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発した り知識を広めます。
- ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。

## 3 だれもが<u>使いやすいものづくり</u>

私たちの身の回りには、様々な「もの(=製品)」が存在しています。現在の社会では、ものを使用せずに日常生活を送ることはできません。しかし、普段何気なく使用しているものの中には、使い勝手が悪かったり、使い方が複雑であったりといった、利用者が不都合を感じるものも少なくありません。

今後も、利用者の視点に立った、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの製品の開発や、その普及を進めていく必要があります。

### ○ これまでの主な取組

- (1)学習会等で利用するためのユニバーサルデザイン製品の貸出
  - 貸出状況:(R2)1 件(R3)1 件
- (2)滋賀県福祉用具センターにおける福祉用具の改造・制作、貸出等
  - 福祉用具の改造・制作状況:(H18~R3) 982 件
  - 福祉用具展示品の試用評価および貸出: (H20~R3) 6,382 件

### (1)製品開発

### ○ 現状と課題

(ユニバーサルデザインの製品)

● ユニバーサルデザインの製品開発に向けた理解促進が必要です。

### (福祉用具)

ユニバーサルデザインの製品だけでなく、個々の利用者の状態や生活環境に 対応する製品の制作等が必要です。

### ○ 目指す方向

(ユニバーサルデザインの製品)

- ① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。

### (福祉用具)

③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発を行うとともに、身体障害のある人の意思を尊重し、その人にあった補装具<sup>21</sup>の支給への支援をします。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 補装具:障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具

## (2)製品の利用促進

### ○ 現状と課題

● 製品のユニバーサルデザイン化に対する認知度や理解度はまだまだ低く、需要 の把握や供給も十分であるとはいえません。

### ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン化された製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 県におけるユニバーサルデザイン化された製品の公共調達22を推進することで、事業者による供給を促します。

22 公共調達:県や市町などが消耗品などの物品や通信機器を購入すること。

## 4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

住み慣れた地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会を実現させるためには、必要な情報がいつでも、どこでも、簡単に手に入るとともに、だれでもサービスを利用できることが大切です。

特に、日常生活に密着した行政情報については、だれにでもわかりやすい表現や方 法により提供されることが望まれます。

### ○ これまでの主な取組

- (1)障害当事者による県内施設のバリアフリー調査を実施し、調査結果を とりまとめたホームページを開設(R2)
  - ▶ 調査施設数:公共交通機関 122 駅、宿泊施設 70 施設
- (2) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣
  - ➤ 派遣回数: (H28)10,928回、(H29)8,406回、(H30)8,542回、(R1)8,810回、(R2)6,290回、(R3)7,540回
- (3) 点字版・音声版発行など、県広報のユニバーサルデザイン化
  - ➤ 滋賀プラスワン※1回の発行部数。年6回発行 音声版広報誌発行部数:(R1)271部、(R2)268部、(R3)264部 点字版広報誌発行部数:(R1)165部、(R2)163部、(R3)155部
  - ➢ 滋賀県議会だより※1回の発行部数。年5回発行

音声版発行部数: (R1)235 部、(R2)233 部、(R3)227 部 点字版発行部数: (R1)159 部、(R2)157 部、(R3)153 部

## (1) 利用しやすいサービスの提供

#### ○ 現状と課題

- 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率 先行動に取り組むことが求められています。
- 民間においても、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、すべての人の利用に配慮したサービス提供を行うことが求められています。
- 身近な地域の文化施設・スポーツ施設等においてだれもが一緒に参加するためのサービスの充実を図ることが必要です。

### ○ 目指す方向

① 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、 他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努 めます。

- ② 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。
- ③ だれもが等しく文化芸術やスポーツ等に親しめるよう、環境の整備等に 取り組みます。
- ④ イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を 推進します。

## (2)わかりやすい情報の提供

### ○ 現状と課題

- 障害特性や言語に配慮した手段での提供がされないことにより、社会制度や行政に関する情報などの取得がしにくい状況があります。
- 高齢者や障害者、外国人など様々な利用者にとって、必要な情報をわかる 形で提供することが必要です。

- ① 情報保障の確保のため、情報発信や申請手続き等について、よりわかり やすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ(利用しやすさ) を高めます。
- ② 利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、 正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。
- ③ 公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとっても やさしいデザインの導入を進めます。
- ④ ICT を活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に 情報を得られる環境整備を進めます。
- ⑤ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、 安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参 加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。